

Title	原爆被爆世帯における家族解体とその再組織化：広島市F地区調査世帯の事例研究
Sub Title	The case study of family disorganization : on the atomic-bombed family in Hiroshima
Author	原田, 勝弘(Harada, Katsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1968
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.8 (1968. ) ,p.11- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000008-0011">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000008-0011</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『原爆被爆世帯における家族解体とその再組織化』

— 広島市 F 地区調査世帯の事例研究 —

The Case Study of Family Disorganization

— On the Atomic-Bombed Family in Hiroshima —

原 田 勝 弘

*Katsuhiko Harada*

## 1. 序 論

### 1.

広島と長崎に投下された原子爆弾によってもたらされた被爆被害の実態、さらに被爆者の健康上、生活上の諸問題についてはこれまで、医学、自然科学の分野を中心に多数研究がなされている。

しかし、原爆被害の社会的影響に関して、社会科学の領域からなされてきた研究は未だ数少ないものといえる<sup>(1)</sup>。

とりわけ、被爆を基点とし今日に至る過程において被爆被害が地域社会、家族、個人にもたらした諸影響につき、組織的に分析をこころみようとしたものは、この数年に至るまでは見られなかった。

しかし、最近の数年間に、こうした原爆被爆の社会的影響に関する調査研究の必要性が被爆者援護の問題と絡んで強く叫ばれるようになり、こうした気運のなかで、広島大学原爆放射能医学研究所の組織的調査研究<sup>(2)</sup>が着手され、さらに厚生省が被爆者の健康と生活に関する実態調査<sup>(3)</sup>を実施するなどいくつかの注目すべき研究資料が積み重ねられてきている。

さらにまた、過去四年間、独自の立場で慶応義塾大学の米山桂三教授、川合隆男講師を中心とする共同研究班が「被爆者、社会的諸集団、地域社会の(1)存続形態、(2)社会的反応・態度、(3)再組織化・再構成化過程の相互関連的な把握」を主題とする被爆後の広島における社会変動研究を組織的にすすめてきており、すでに幾つかの論文が両氏によって発表されている<sup>(4)</sup>。筆者もまた当研

究班に参加し、昭和40年3月に、市内11商店会商家の被爆後の再組織化を分析した修士論文「被爆地広島市における商店街集団の再組織過程」を発表している。さらにまた、慶応義塾大学経済学部の中鉢正美教授は、生活構造論的アプローチから被爆者の生活史における原爆被爆の影響に関する調査研究をおすすめており、上記共同研究班との間に研究交流が行われている。

本稿は上記共同研究班が昭和41年8月に行った広島市・町内地区調査で筆者が調査を直接担当したF地区被爆世帯の事例をもとに各世帯の被爆前より今日にいたる生活史に現出した家族解体现象の検討を意図したものである<sup>(5)</sup>。

こうした意図は、さらに次のような問題を含んでいる。すなわち、(1)原爆被爆は家族にどのような被害をもたらしたか、その結果家族はいかなる家族機能上の障害を現象しているか。(2)家族の機能障害は家族の形態と構造にどのような変化をもたらしたか。そうした変化の過程においていかなる家族が家族解体 (family disorganization) を招来し、もしくは招来しないか。そこにみられる解体の構造的な性格と解体程度はどうか。(3)家族解体はいかなる地域社会の背景と時期的推移のなかにおいて惹起しているか。(4)家族解体はどのように再組織化されるか、再組織化過程における家族の構造上の適応がどのような場合に成功し、もしくは成功しないのか。そのことは地域社会の背景とどのような関連を有しているのか、などの諸点である。

本稿は、こうした諸点の検討を今後持続的に積み重ねていくためのささやかな一里程であり、筆者の「広島研

究」における一つのモノグラフを目論んだものである。この意味からも、本稿の主題の検討は、時期的には被爆直前から昭和20年末に限定し、内容は事例の部分的検討に止めている。

これらの範囲を超えるものに関しては、今後の作業に期したい。

## 2.

家族解体という言葉は、今日に至るまで様々に使用され論じられてきた。

それらの概念も極めて多様なものであるが要約すれば次の四つのタイプに分類することができよう。

すなわち、第一は家族解体を家族内構成員間の気質上、価値観、態度などの不一致、不適応によって生ずる家族緊張 (family tension) そのもの、もしくはその結果現象とみなすもので、これにより各種各様の家族機能の障害が連鎖的、反動的に招来される緊張状態であるとするものである。

この考え方はアメリカ社会学における社会解体論グループに顕著であり、エリオットとメルルは家族解体を「夫婦間の価値感、態度の衝突によって良好な家族機能の遂行が困難となる過程」であると規定している<sup>(6)</sup>。

さらに、こうした夫婦間の不和、不適応は個人的習癖にもとづく緊張 (personal behavior pattern tension)<sup>(7)</sup> や気質の違いにもとづく緊張 (genic and psychogenic tension) などによるものが多いことを強調しており、一般的に夫婦間の病理的状态に集約される傾向をもっている。

この他に、家族成員が共通に有している態度や価値・目標が分化したり、崩壊していく過程を重視する立場があり<sup>(8)</sup>、その際、モビリティの増大、文化の相違や生活様式の変化などにもとづく成員間の不調整不統合が問題にされるのである<sup>(9)</sup>。

第二のタイプは、家族の構成形態を重視し構造機能的に家族の解体現象をとらえようとする立場である。

この典型はいわゆる欠損家族 (broken family) 的接近方法に代表されるもので、夫婦のいずれか、もしくは双方が死亡・離婚・別居・失踪などの原因により家族構成上の欠損が生じる結果、子女の社会化などを中心に家族機能に障害が招来するものとみなす観点である<sup>(10)</sup>。

この場合、母子世帯など欠損家族の構成形態上の類型設定が分析の軸となっている。

更に欠損家族の概念を広義に拡大して実際に構成的欠損が生じていない場合でも、出稼ぎ、長期出張、別居、

拘留、召集などにより実質的欠損状態を来たしているものを準欠損家族 (quasi-broken family) もしくは不完全家族 (uncompleted family) と規定し、それによってもたらされる機能障害を論じる観点がみられる<sup>(11)</sup>。

第三のタイプは、家族解体を家族の役割構造の解体もしくは崩壊とみなす立場である<sup>(12)</sup>。

たとえばグード<sup>(13)</sup>は家族解体を「一人あるいはそれ以上の家族成員が自己の役割義務を完全にはたさない場合における家族の役割構造の解体もしくは崩壊」と規定し、次のような解体類型を提出している。すなわち、(1)非嫡出 (2)離婚・別居及び遺棄 (3)形骸家族 (empty-shell family) (4)不可抗力による夫ないし妻の欠損、(5)不可抗力による主要な役割の欠損などである<sup>(14)</sup>。

このような考え方は、第一ならびに第二のタイプ (特に広義の欠損家族) に近似する側面をもっているが、この場合の特徴は解体現象をより構造的な概念としてとらえている点にあるといえる。

第四のタイプは家族の生活水準、もしくは生活構造の問題に注目することにより、家族の異常性、病理性を検討する立場である<sup>(15)</sup>。具体的には、貧困世帯の類型を設定して、それらを異常家族として分析する観点である。たとえば、関 清秀<sup>(16)</sup>は、「貧困 (生活水準) の問題は家族の機能に関連するが、(中略) 家族の経済的機能が阻害されているということは、その構造に欠陥があることを意味している。すなわち貧困という現象は家族の病理現象と密接に関連している」とのべて、次のような異常家族の九類型を設定している。すなわち、A型母子世帯、B型父子世帯、C型老人世帯、D型子供世帯、E型多子世帯、F型病人世帯、G型不和世帯、H型不適応世帯、I型複合世帯などである<sup>(17)</sup>。

さて、以上概述した解体家族の概念に関する四つのタイプは、いずれも解体の現象が何らかの家族機能の障害により結果しているという点で共通しているが、解体分析の目的と視角、解体の範囲と基準、ならびに方法論などにおいて様々であり、それらの現実的適用においてはいくつかの問題点を含んでいるといわなければならない。すなわち、それは次の諸点に集約されよう。①夫婦間ならびにその他の成員の間に生じる価値観の衝突、態度の不適応、性的不一致などにより結果する家族緊張現象は現実には実証的な測定が困難であること、さらに、家族解体現象をこうした家族成員間の不和、不適応に限定した病理現象とした場合には、欠損家族にしばしばみられる緊張を発生条件としない機能障害を説明することができない。成員の社会的不適応を役割関係の異常性に

解消してしまうことになる。②成員の欠損、準欠損（機能的、心理的欠損状態）など家族の構成形態上の特徴を類型的（たとえば母子世帯、老人世帯など）にとらえて分析する方法は、概念的には明解であっても、個別ケースを吟味する場合には形態分析にかたよる傾向があること。さらに解体発生条件（障害要因）とそれを受容する家族の構造との相互規定関係、ならびに解体解消条件（再組織要因）との関係を動的に検討する上で平面的、一般的記述分析におわる傾向があること。たとえばすべての欠損家族が欠損発生のみでただちに機能障害を結果するわけではなく、そうした欠損を何らかの方法で埋めることによって障害を惹起しないものもあると考えなければならない。特に、拡大家族の場合、そうした問題が生じるのであり、直系家族における欠損状態を半欠損家族（semi-broken family）と規定するものもみられるが<sup>(10)</sup>、一般的にそうであっても、個別ケースでは俄かにその是非を決定できない。いずれにせよ、当該家族が一定の生活過程で解体を惹起しているか否かの測定（特に解体の範囲と程度について）は形態と構造の関係枠が明確に位置づけられ、解体発生条件としての機能障害要因ならびに再組織要因の介在がその関係枠でどのように連関するかをみないかぎり困難といわなければならない。

③家族解体現象を実証的に検討する場合、グードなどが規定するような成員間の役割体系のセグメントだけで充分かどうかということが問題となる。役割関係によって家族の内部構造を微視的にみていく場合には、たとえそこに家族周期（family life cycle）の検討を加えて、家族生活の発達段階をおさえていくにしても、一定の生活様式、水準を規定する社会変動の波動要因をうまくくくれないように思われる。もちろん、社会変動の波動は、役割の欠損、準欠損の内実を検討することにより間接的に役割構造に投影化しているものとするとも考えられるが、そこにはやはり何らかの媒介項（たとえば生活構造）の介在を必要としていと考えられる。さらに又、役割構造の解体を検討する場合には、役割の代替（role substitutability）<sup>(11)</sup>による構造の均衡、不均衡を考慮する必要があること、さらに家族の解体現象をそれと対応する再組織化と連関させて分析する必要があることを指摘しなければならない。④第四のタイプである貧困類型による分析はその病理測定が形態的概念を軸として行われる限りは、すでに②において指摘した問題点がそのまま当てはまる。但し、関 清秀が行なった異常家族の貧困類型による測定は類型の複合性を考慮している点で極めて示唆的である。今後、こうした生活構造

論的アプローチは家族解体分析において有効性を見出す必要があると考えられる。

本稿は甚だ未整理な方法ではあるが、以上のべた問題を考慮した上で次項における分析枠を設定している。

### 3.

家族解体とは、家族機能の何らかの障害要因を発生条件とする家族の機能障害現象が家族の役割構造と生活構造の解体もしくは破壊を通じて結果する過程である、と規定することができる。

この場合、家族解体の論理構造は、発生条件たる機能障害要因、その役割構造、生活構造における介在による機能障害現象、さらにその結果顕在的に惹起される役割構造と生活構造上の解体現象の三つの観点から考察することができる。

正常なる家族は家族成員が各自の役割遂行を通じて①経済的・生活保証の機能、②家庭管理機能、③性的生殖的機能、④教育的・養育的機能、⑤精神衛生的機能の五つの機能充足が良好にはたされ、環境への適応、目標の達成、成員関係の統合と指導、成員の教育と内部緊張の処理が円滑に運行していることを条件としている。さらにまた、四つの家族機能は各々を一定の生活構造に規定されて展開される諸活動の行動的側面としてとらえることができるから、正常な家族は、経済的・生活保証的活動やその他の活動が一定の生活のシステムを適正に維持しているものとするすることができる。

したがって、家族が正常であることの要件には、役割構造と生活構造の均衡維持が問題とされることになる。

この場合、家族の役割構造とは家族成員間の独自の役割配分と役割期待の調整によって一定の均衡を維持している家族内部の人間関係構造を指すものである。

さらに家族の生活構造とは、家族の社会系として外部に開かれた一定の社会的広がりの中、成員が各自の役割遂行活動を通じてくりかえされる日常的接触とその社会的経済的文化的関係（生活様式と水準に基づく生活行動の系）によって構造化されている生活の仕組みとすることができる。以上のような家族の役割構造と生活構造は実際には両者が分かちがたく、相互規定的に連関しているといわなければならないが、敢えて、生活構造の領域を設定したのは、家族外部の社会的諸集団との関係を通じて、社会変動の波動を直接うけとめる側面を重視したことによる。

家族の構造はかくして役割構造と生活構造上の相互規定的關係によって成りたつ全体的構造概念であるといえ

る。

正常ならざる家族、すなわち異常家族は、こうした家族の役割構造、生活構造の均衡を家族機能の障害要因を発生条件とすることによって生じる機能障害現象により崩され、解体化する過程と考えるものである。

本稿において具体的に家族機能の障害要因として挙げているものは次のとうりのものである。すなわち、(A)死亡欠損、(B)離婚、遺棄、失踪、(C)別居、兵役召集、疎開、長期出張、拘留など、(D)疾病、精神障害、その他の肉体的損傷、(E)経済的資源の喪失(災害などによる資産の喪失、破産、失職)(F)家族内外の不適応要因(差別などの地域生活上の不適応、家業の斜陽化・低所得・過重労働・職場での不満などによる職業生活上の不適応、貧困・成員間の不和など家族生活上の不適応)などの諸要因である。これらの要因が一つ以上複合的に発生する場合、それらの発生形態は各々の記号の組合せによって示されることになる。原爆被爆の家族に加えられた被害はこうしたいくつかの機能障害の要因の組合せとして発生するのである。

こうした諸要因の発生を基点として、機能障害現象が家族の役割構造、生活構造に生じる。この場合、具体的には前述した五つの機能の一つ以上が障害をきたし、したがって各々の機能充足面の諸活動のいずれかに支障が生じている状態を機能障害現象と規定することによって、機能障害の程度を測定することができるのである。

すなわち、家族機能のいかなる障害状態が役割構造と生活構造のいずれか、もしくは双方に現象しているかを検証することによって家族の解体の有無および解体度を測定しようとするもので、この場合、役割構造と生活構造の双方もしくはいずれかに結果する障害現象の程度に応じて(1)解体家族(2)準解体家族(3)緊張家族の三つのタイプを設定することができる。

これら三つのタイプのうち、家族解体として直接とりあげるものは、(1)と(2)についてであり、(3)は解体の前期的形態として規定している。但し、三つのタイプはいずれも異常家族の範疇に入るものとする。

次に、家族解体の再組織化に関して若干の説明をしておく必要がある。

家族解体の再組織化とは、世帯の内外における役割代替者の存在、結婚、再婚、成員の復帰、世代の交替、生活基盤(資源)の回復などの再組織要因の介入もしくは選択により、それまで役割構造と生活構造に現象していた機能障害現象を克服し、新しい構造的均衡をつくりあげようとする過程であると規定することができる。

再組織化ならびに再組織現象、解体と再組織化の連関パターンについては、なお詳細な説明を要するが紙面の都合のためここでは割愛し、後述の事例研究で触れることとしたい。

本稿は、以上概述した分析枠によって広島市F地区に現出した被爆による家族解体を検討するが、この場合、被爆を基点として今日に至るまでの時の経過を次のような時期区分を設定することにより、各々の時期における家族解体の性格とその変遷につきのべることにしたい。すなわち、(1)被爆前期(昭和20年1月より被爆直前まで)(2)被爆後第一期(昭和20年8月6日の被爆時より8月末日もしくは9月初めまで)(3)被爆後第二期(昭和20年9月初めより20年末まで)の三時期とする。

被爆前期を設定したのは被爆後の連続的側面をみるためであり、また被爆後を20年末までの二時期に限ったのは原爆被爆が直接的に家族解体の発生条件たり得る時期であることを地域社会全体の状態から考慮したからである。

なお、昭和20年末以降については、(4)昭和21年より24年末まで(5)昭和25年より32年まで(6)昭和33年より現在(昭和41年8月の調査時点)の三区区分を設定し、被爆前期、被爆後第一期、第二期を含めて全体を六時期に区分している。各時期については、それぞれF地区のレベル、広島市のレベル、わが国全体社会のレベルでの時代的背景のなかで被爆者の生活を画する特徴によって設定している。

本稿では、検討できなかったが、昭和21年以降より今日までに現われた極めてドラステックな家族解体の様相については別の機会に報告することを期している。

なお、最後に附記しなければならないことは本稿で扱っているF地区調査の概要についてである。

当調査は昭和41年8月中旬から約三週間に亘って実施され、さらに翌年8月の同時期に補充調査を行っている。調査目的は前述した共同研究班における「被爆地広島市における社会変動研究」の一環として行われたもので、41年度より市内K町、F町の二つの町内地区における住民の被爆後の生活過程を非被爆者を含めて調査したものである。

調査方法は、F地区については、マップ・サンプリングにより実施した。調査世帯数は非被爆者を含めて総数39世帯であるが、本稿の事例では非被爆世帯を除外した。なおF地区の母集団であるF一丁目の全世帯に占める被爆世帯比は64.7%(昭和41年度広島市同和実態調査による)にのぼり、市内他地区と比べても被爆者の住民に占

めるウェイトは高い<sup>(20)</sup>。

F地区は市域西部の爆心地より約2キロ前後に位置し、五つの町内地区よりなるF地域(人口約6000人)のなかの一地区である。当地域は中国地方で有数の同和部落としての地域特性を有しており、こうした歴史的社会的性格は被爆時ならびに被爆後の被爆住民の生活を規定していたといえる<sup>(21)</sup>。こうした検討も含めて、当該地域の特性ならびにF地区調査世帯の原爆被害の実態とその後の生活過程については、米山桂三と川合隆男がK地区事例との比較研究を試みた「原爆被爆とその後の社会生活」(慶応義塾大学法学研究, 昭和43年3月)に筆者が報告しているので参考にしていただければ幸いである<sup>(22)</sup>。

#### 〔注〕

- 1) 原爆被爆の諸問題に関する社会科学的諸研究の紹介については米山桂三, 川合隆男, 原田勝弘「原爆被爆とその後の社会生活」『法学研究』(昭和43年3月)にまとめられている。
- 2) 広島大学の志水清, 湯崎稔を中心とする医学, 社会学の立場からの共同研究グループが「原爆被災の及ぼす社会的影響」を研究主題として, 市域周辺部の戸坂町の被爆世帯調査を組織的に実施している。この結果報告の一部は, 「都市近郊における定着家族と来住家族の家族構成の推移について」と題して昭和41年度, 42年度の日本社会学会で発表されている。
- 3) 厚生省は, 昭和40年11月に広島市ならびに長崎市で被爆した被爆者を対象に9042人の標本抽出調査を実施した。その内容は, 被爆者の健康調査, 生活個人調査, 生活世帯調査の三項からなる。この結果報告は昭和42年2月に発表されたが, この内容分析については被爆者と全国一般との単純比較などにおいて多くの問題を残している。
- 4) 米山桂三「被爆地広島にみる社会変動」『法学研究』第37巻第12号, ならびに米山桂三, 川合隆男「原爆と社会変動(1), (2), ——原爆被災者の社会人口誌学的考察と職業・職場集団の原爆体験——」『法学研究』第38巻, 第9号, ならびに前出の原爆被爆とその後の社会生活」
- 5) 被爆世帯の家族解体については, 米山桂三教授がすでに前出「被爆地広島にみる社会変動」においてふれており, 被爆による解体现象をパーソナリティ, ファミリー, コミュニティの各レベルで検討すべきであるとしている。本稿はこの示唆に負うところが大きい。
- 6) Elliott, M. A. and Merrill, F. E., Social Disorganization, 1950, Harper & Brothers, P. 333.
- 7) Elliott and Merrill, *ibid.*, P. 389.
- 8) Burgess, E. W. and Locke, H. J., The Family, from institution to companionship, 1950, American Book Company, P. 565,

- 9) Mowrer, Ernest. R., The Family, Chicago, University of Chicago Press, 1932, P. 174.  
Thomas, W. J. and Znaniecki, F., The Polish Peasant in Europe and America, New York, A. A. Knopf, 1927, Vol. I, PP. 103~104.
- 10) たとえば, 光川晴之「欠損家族」大橋 薫・増田光吉編『家族社会学』川島書店, 1966年, 212~214頁。なお, 性差にもとづく役割の分化を固定化して考える観点からは, 成員間の内部緊張を処理する役割分担者の欠損が重視される。Parsons, T. and Bales, R. F., Family, Socialization and Interaction Process, Free Press, 1956.
- 11) 大橋薫「欠損家族」森岡清美編『家族社会学』有斐閣, 昭和42年, 159-167頁。
- 12) Goode, William. J., The Family, Foundation of Modern Sociology Series, 1964, Prentice-Hall, Inc., PP. 91-94.
- 13) Goode, William. J., "Family Disorganization," in Merton, Robert. K. and Nisbet, Robert, A. (eds), Contemporary Social Problems (New York: Harcourt, Brace & World, 1961), P. 370.
- 14) Goode, William. J., *ibid.*, PP. 91-92.
- 15) この立場の古典的存在として, Rowntree, B. Seebohn., Poverty, A Study of Town Life, Original English by Longmans, Green & Co., 1922. を挙げることができる。また, 最近では中鉢正美「現代の最低生活水準」『季刊社会保障研究』Vol. 3, No. 3, 昭和42年が示唆に富む。
- 16) 関清秀「都市の家族」誠信書房, 昭和41年。
- 17) 関清秀「家族と貧困」森岡清美編『家族社会学』有斐閣, 昭和42年, 173頁および176頁。
- 18) 大橋薫「欠損家族」前出, 159頁。
- 19) 役割の代替 (Role Substitutability) の概念については, 次の論文が役立った。  
Litwak, Eugene., "extended kin relations in an Industrial democratic society," in Shanas, Ethel. and Streib, F. Gordon., social structure and the family: generational relations, 1965, Prentice-Hall, Inc. PP. 291-323.
- 20) 広島市民生局福利課編「広島市同和地区実態調査集計表」昭和41年7月1日。なお, 広島市同和部落の被爆者問題については, 田村紀雄「原爆被爆者問題」馬場鉄男他編『現代日本の社会問題』汐文社, 1967年3月, 158頁に紹介されている。
- 21) この点については, 山代巴編「この世界の片隅で」(岩波新書, 1965年)の32-56頁に詳しく報告されている。
- 22) F地区調査にあたって, 広島市西隣保館長の神崎常夫氏, 広島市原爆資料館の森弘館長ならびに小堺氏, 原爆文庫の山崎与三郎氏など多数の方々のお世話になった。また, 筆者の広島研究において, これまで米山桂三教授, 中鉢正美教授, 川合隆男氏, 米地実氏, 佐藤茂子氏の諸先生から多大のご教示をいただいていた。ここに深く感謝する次第である。

II. 本 論

1. 家族機能の障害要因とその発生状況

(1) 被爆前(昭和20年1月—被爆直前)の状況

調査世帯が昭和20年1月から被爆直前にいたる約7ヶ月間の生活において、いかなる家族機能上の障害要因を受けたであろうか。第1表にみられる通り、36世帯のうち半数強の19世帯が当該期間中なんらかの障害要因にまわられているが、このうち特徴的なことは世帯主もしくは主たる生計維持者の兵役召集による別居(表中の記号はC)が圧倒的に多いことである。これらの別居世帯のすべては被爆時を世帯主もしくは主たる生計維持者といった主要役割遂行者の不在において迎えることになったのであり、彼らの復員後の再組織化への参与を別にすれば、少なくとも被爆時においては、実質的に欠損世帯と同様のハンディキャップを有していたと見なし得るのである。

このことは、とりわけ夫婦世帯においていえることであり、これらの世帯のすべては被爆時において、家族解体を生ぜしめるのである。

別居要因を除くと、他の障害要因の発生は量的に少なくなるが、しかしながら、それらのいずれもが戦時体制下にあり、しかも戦争末期において家族が甘受しなければならぬ災厄として象徴的に表われているのをみるのである。

すなわち、夫婦世帯のこうむった死亡要因(表中の記号はA)はすべて兵役に赴いていた成員の戦死であり、このうち2世帯が世帯主たる夫のそれである。

さらに当該期間にこうむった経済的資源の喪失として表われた要因(表中記号はE)として、夫婦世帯の二ケースをみることができ、これらのいずれもが呉市と岡山市での空襲による家財一切の焼失によって示されるものである。

このように、被爆前において調査世帯の家族生活に発生した機能障害要因の殆んどが戦時下の異常な状況と密接に関連して表われたものであり、被爆前の状況においてすら、すでに極めて異常にして不安な状況下に多くの家族がさらされていたことは、我々の体験からしても充分納得のできることである。

なおこの時期においては、障害要因はその殆んどが単独に発生しており、夫婦世帯における死亡と別居の複合型要因(長男の戦死、次男の召集)の一ケースを除けば、極めて単純な発生形態を示している。

第1表 世帯形態別家族機能の障害要因発生状況 (昭和20年1月—被爆直前)

世帯形態別		機能障害要因別						
		A	A・C	C	D	E	G	計
非欠損世帯	I—イ 単身世帯						1	1
	I—ロ 夫婦	3	1	5		2	10	21
	I—ハ 直系			7	1		4	12
	I—ニ 複合							
欠損世帯	II—ホ 単身							
	II—ヘ 母子						2	2
	II—ト 父子							
	II—チ 子供							
	II—リ 老人							
	II—ヌ 混成							
計		3	1	12	1	2	17	36

<家族機能の障害要因>

- A. 死亡による欠損
- B. 離婚、遺棄、失職
- C. 別居、兵役召集、疎開、長期出張、拘留
- D. 疾病、精神障害、その他の肉体的損傷
- E. 経済的資源の喪失(災害などによる資産の喪失、破産、失職など)
- F. 家族内外の不適応要因(差別などの地域生活上の不適応、家業の斜陽化、低所得、過重労働、職場での不満などによる職業生活上の不適応、貧困、成員間の不和など家族生活上の不適応)
- G. A~Fまでの障害要因を含みぬもの

(2) 被爆後第一期(昭和20年8月6日—8月末、9月初めの)状況

昭和20年8月6日午前8時15分、広島上空より原子爆弾が投下された。この時より約1ヶ月弱の短い期間において、通常時では想像もつかないほどの障害要因が、しかも複合重層的に家族に加えられたのである。

第2表 世帯形態別障害要因発生状況  
(被爆時～20年8月末・9月初め)

世帯形態別		障害要因別											計
		A	E	A	C	A	C	C	D	D	E	G	
		E	C	D	E	D	E	E	E				
非欠損世帯	I-イ 単身世帯											1	1
	I-ロ 夫婦	2		4	1	1	2	2	2	2	3		19
	I-ハ 直系		3	2			2	2		1	1		11
	I-ニ 複合	1											1
欠損世帯	II-ホ 単身												
	II-ヘ 母子									2	2		4
	II-ト 父子												
	II-チ 子供												
	II-リ 老人												
	II-ス 混成												
合計		3	3	6	1	1	4	4	2	5	6	1	36

第2表に見るとおり、家族成員の死亡(すべて被爆によるもの)、被爆による重傷と病氣、家財の倒壊と焼失といった複合的要素(表中記号はA D E)をはじめとして、調査世帯の36世帯中35世帯に障害要因が発生している。

この時期の障害要因は複合的に発生したものが35世帯中27世帯で実に7割をこえているが、とりわけ特徴的なことは家財の倒壊・焼失と家族成員の死亡欠損ならびに家族成員の重傷・病氣(但し軽い負傷は除外する)の三要素が複合型の主調音をなしており、最も加重な要素とみなし得るものは、別居(長男の召集)、死亡(妻の死亡)病氣、重傷(夫の病氣)、家財の全焼(以上表中記号はC A D E)のケースにみる複合型である。

障害要因を単独にばらして要因毎にその発生数をみてみると家屋の倒壊(但し全壊程度のものに限る)・焼失(全焼)が最も多く、また障害要因発生世帯の35世帯中32世帯、したがって全調査世帯の約9割が生活の拠点を失っていることになる。

次に重傷、病氣による障害要因は19世帯の一人以上の成員に発生しており、この場合意識的に除外した被爆時の軽傷を含めれば調査世帯のすべてに亘るものとすることができる。

発生数の第三位は死亡による障害要因で1人以上の成員欠損が13世帯に発生している。

尚、世帯形態別に見た場合、要因発生分布は同様の傾向で分散しており、世帯形態間の特徴を示すものはさしあたって見出すことはできない。これはいずれの世帯形態に対しても原爆被爆の衝撃が等しく強かったことを物語るものといえよう。

更に、調査世帯を定着世帯(被爆前から今日に至るまで当該調査地区であるF町に居住していたもの)と来住世帯(被爆前はF地域外に居住し、被爆後当地区に来住したもの)別に要因発生の特徴をみた場合、定着世帯に家屋倒壊、焼失の要因が顕著で、定着世帯の26世帯すべてに発生しており、しかも24世帯が家財とも全焼の憂き目に合っている。さらに顕著なことは定着世帯の場合、要因発生が複合的なものとして現われてきており、とりわけ家屋焼失、人員欠損の複合的な要因発生は家族をとりまく地区社会(sub-community)の解体をも物語るものとするすることができる。

他方、来住世帯の10世帯は要因発生複合型が比較的少ない。これは、来住世帯のなかに入居者(3世帯)ならびにF地区よりも爆心地から遠距離の市域部に居住していたもの(3世帯)が含まれているため、被爆時の被害が相対的に軽減されたものと考えられる。但し、F地区よりも爆心地に近い場所に居住していた世帯には複合度の高い障害要因が加えられていることを附記しなければならない。

### (3) 被爆後第2期(昭和20年8月末・9月初め～20年末)の状況

被爆後第2期は地域社会自体が被爆による打撃によって打ちのめされ、敗戦による人心の虚脱感に加えて、台風被害の追打ちなどにより、住民生活に一層混乱の度を深めていた時期である。

しかし、他方でそうした混乱の中から、焼土を這うようにして暗中摸索しつつ破壊された生活の再建に立ち上がろうとしていた人々もいたのである。

被爆世帯の中でも、世帯主やそれに準ずる役割遂行者がともかく健在であったもの、敗戦後いち早く帰還してきた復員者を持つ世帯、さらに、被爆していない引揚者世帯などは周辺部の国鉄駅附近のブラックマーケット(闇



市)に進出するなど生活を一応うるおしているグループも出現していたのである<sup>(1)</sup>。

しかしながら、こうした生活再建を志向するグループのなかにおいてすら、この時期に新たに発生した障害要因によって家族解体に至らしめるものもみられたのであり、大多数の被爆世帯は被爆時において加えられた障害要因をそのまま持続しつつ大きな緊張のなかに日々を送っていたといえることができる。とりわけ郡部など周辺部に頼るべき親類知人を持たないF地区住民の多くは疎開先で休養をとることもなしに焼野原にそのまま残留して生活の再建を試みようとしていたのであり、その意味で一層困難な生活状況におかれていたといえる<sup>(2)</sup>。しかしながら他方では焼土に残留せざるを得ない条件によって、文字通りなりふりかまわぬ裸の姿で現実に対応し、食肉業など部落産業を通じて生活の再建にのり出していたものもいたのである。

第3表にみられるとおり、被爆後第1期における障害要因を克服し、新たな要因発生のみられない8世帯のな

かには再建組の典型をみることができる。総じてこの時期には、前期よりもちぎった傷病に加えて、肉體上精神上の疾病の発生が高く、障害要因発生世帯28世帯のうち17世帯を占めている。

さらに、召集中の夫が復員してこないことによる消極的障害要因が6世帯にみられる。

また、この時期に死亡欠損が生じた世帯が4世帯もあり、他方未だに生活の基盤である住居を持ち得ない世帯が4世帯もみられる。(多くの世帯は住居の焼失、倒壊後、バラックなり仮小屋を建設し漸定的にせよ、それによって生活の拠点とすることができた)。

〔注〕

- 1) 広島市役所『新修広島市史』(昭和33年)第3巻第8章766-767頁。
- 2) 前出『原爆被爆とその後の社会生活』の「F地区の事例」において詳述している。

2. 家族の解体現象と再組織化

(1) 家族機能の障害要因による世帯形態の変化

原爆被爆によって発生した家族機能の障害要因は生計と居住を共にする家族の現実生活態としての世帯形態をどのような変えたであろうか。

第4表は被爆直前の世帯形態(この場合、被爆前ににおいて発生した戦死などの要因によって夫婦世帯から母子世帯へ変化したケースが2世帯含まれている)から被爆被害の障害要因により変化した被爆後第1期の姿、ならびに第1期の形態に第2期の障害要因が加えられることにより変化した姿の2時期の推移をみたものである。

先ず、被爆後第1期における特徴は死亡欠損要因による欠損世帯の増加であり、とりわけ父子世帯が目立っている。

さらに、このことは第2期においても顕著であり、欠損世帯の分布は父子世帯から子供世帯へ転移するなど広がる傾向(被爆後第3期以降において特徴的に示されるが)をみせている。

なお、こうした世帯形態の変化をみる場合注意しなければならないことは、世帯内の主要役割遂行者の死亡欠損が必ずしも形態上の変化を招来するものと単純に規定していないことである。とりわけ、このことは直系世帯においていえることであるが、例えば世帯主もしくは主婦(あるいは両者)が死亡した場合でも同一世帯内において祖父もしくは祖母(あるいは両者)が欠損者の役割を充分代替し得る状況にあるならばこの世帯を欠損世帯形態(母子もしくは父子世帯、あるいは子供世帯)とは

第3表 世帯形態別障害要因発生状況  
(20年8月末・9月初め~20年末)

世帯形態別		障害別要因													計
		A	D	A	F	A	C	C	D	D	E	F	D	G	
非欠損世帯	I-イ 単身世帯													1	1
	I-ロ 夫婦		1			2			6	1	1	1		4	16
	I-ハ 直系	1						1	4					2	8
	I-ニ 複合						1		1						2
欠損世帯	II-ホ 単身														
	II-ヘ 母子			1					1			1	1	1	5
	II-ト 父子				1	1			1			1			4
	II-チ 子供														
	II-リ 老人														
	II-ヌ 混成														
合計		1	1	1	1	3	1	1	13	1	1	3	1	8	36

第4表 障害要因による世帯形態の変化  
—昭和20年8月末の時点および20年末の時点において—

被爆後の世帯形態 被爆直前の世帯形態		非欠損世帯				欠損世帯					不詳	小計	合計
		単身世帯	夫婦世帯	直系世帯	複合世帯	単身世帯	母子世帯	父子世帯	子供世帯	老人世帯			
非欠損世帯	単身世帯	1(1)										1	32世帯
	夫婦世帯		16 (16)	(1)←	1			2 (1)				19	
	直系世帯			8 (8)←				→(1) 1	2 (2)			11	
	複合世帯				1(1)							1	
欠損世帯	単身世帯												4世帯
	母子世帯						4 (4)					4	
	父子世帯												
	子供世帯								(1)				
	老人世帯												
混成世帯													
合計		1 (1)	16 (16)	8 (9)	2 (1)		5 (5)	4 (3)	(1)				36 (36)

(註) 1. カッコ内は昭和20年末時点での数字。  
2. 矢印は被爆後第1期から第2期への変化の方向を指す。

なし得ないのである。こうした関係は単なる核的家族形態上における欠損家族の概念とは異なるものであり、この意味でこうした世帯形態類型には機能概念が入りこんでいることを認めなければならない。

したがって、この場合、死亡などによる障害要因の発生によって出現する欠損世帯は単純に家族構成上の欠損によって割り出される数字よりも実際には少数のものとなっている。

ただし、ここで世帯形態の変化を検討する意図は家族解体を単なる欠損家族論に収斂させるものではないわけであり、欠損、非欠損のいずれの形態をも含めて一定の形態と家族周期段階におかれた家族に加えられる障害要因によっても生じる障害現象とそれによって結果される家族構造の解体を問題とするわけである。その際、世帯形態は障害要因のインパクトに対する抵抗性、さらにインパクトの受容に伴う障害現象に対する役割構造上、生活構造上の柔軟性を表現する指標的役割を果たすものであり、この場合、いかなる家族周期の段階における世帯形態であるかを問題とせねばならないであろう。

## (2) 家族解体と再組織化の事例研究

### A. 被爆前の事例

昭和20年1月から被爆直前にいたる約7ヶ月の期間に出現した家族解体は準解体家族を含めて4世帯である。

第5表にみる通り、解体家族の2世帯はいずれも15才未満の子供を養育する若い夫婦世帯であったが、夫の戦死によって母子世帯となった。それまで夫の別居(召集)により役割構造を通じて現象していた家族機能障害は精神衛生(表中記号⑥)、教育・養育(表中記号④)、性ならびに生殖(表中記号③)などの諸活動において顕在化し、成員の教育と内部緊張の処理に困難を感じることによって生活の展望を失うことになる。このことは、経済的・生活保証的活動(表中記号①)が夫の召集中、妻によって遂行(役割の代替)されることにより維持されていた生活構造の均衡を崩すに至るのである。

他方、被爆前にみられる二つの準解体家族は双方とも周辺都市(呉市ならびに岡山市)における空爆によって焼出され、家財など多くの生活資源を失ったものである。

第 5 表 調査世帯別被爆前家族解体状況 (20年1月～被爆直前)

分類	調査世帯番号	前世帯形態	家族周期	障害要因	世帯形態の変化	障害現象	解体類型
解体家族	13	夫婦世帯	I・B	夫の戦死 (A)	母子世帯	①③④⑤の4つの機能障害	役割構造解体型
	32	夫婦世帯	I・B	夫の戦死 (A)	母子世帯	"	"
準解体家族	31	夫婦世帯	I・B	空襲による家財焼失 (E)	夫婦世帯	①②⑤	生活構造解体型
	40	夫婦世帯	I・B	空襲による焼失 (E)	夫婦世帯	①②④⑤	"

## 〈家族周期の諸段階について〉

- (A) 子供のいない(新婚)夫婦の段階〈第1段階〉  
 (B) 長子の出生から長子の義務教育終了まで〈第2段階〉  
 (C) 長子の義務教育終了から末子の自立(就労もしくは結婚)〈第3段階〉  
 (D) 末子の自立から夫婦いずれか(夫)の死亡まで〈第4段階〉  
 (E) 夫婦いずれかの死亡から夫婦いずれも(妻)の死亡まで〈第5段階〉

- (註) 1. 当該諸段階については生計単位としての家族構成上の現実態からみた I 夫婦世帯, II 直系世帯, III 複合世帯のいずれにも適用するものとし, そのために, 各々を夫婦と子供による家族的単位に分割し, 単位毎 (I・II・III) の段階 (A—E) を組合せることとする。例えば, 直系世帯で母親と C 段階にある息子夫婦の場合は II C E となる。
2. 当該諸段階については, 今回の調査から実証的に割り出した法則的産物ではなく一般的, 漸定的設定にすぎない。その意味で, 適用の有効性には問題があるが, あえて適用した意図は, 障害現象に対する家族の柔軟性, 抵抗力を検討する必要にせまられたからである。
3. 当該諸段階を設定する上で, 森岡清美「家族の変動に対応せる周期段階の設定」『社会科学ジャーナル』(第6号, 1965年) から多くの示唆を受けた。

このように或る日突然外部から家族に加えられた障害要因は生活構造を直接破壊することによって, 経済的・生活保証面, 精神衛生面, 教育・養育面の諸活動遂行を困難におとしめる機能障害現象が生起するのである。このことは世帯間の役割関係の不応を随伴させることとなり, 役割構造に強度の緊張を強いることになる。

被爆前における家族解体はこうした4世帯のケースにみられるように, 一方で家族機能の障害が役割構造の解体を通じて現象するものがあり, 他方では生活構造の解体を通じて現象するものをみることができる。

前者を役割構造解体型とすれば後者は生活構造解体型とすることができる。

これら二つのタイプの他に家族の機能障害が複合的な障害要因によって役割構造ならびに生活構造の双方に直接的且つ同時発生的に現象するタイプをみることができるが, これは役割構造ならびに生活構造解体型とすることができる。

役割構造ならびに生活構造解体型と役割構造解体型の二つのタイプは, 家族機能上の障害現象が広汎で根の深

いもの, 従って再組織化が比較的困難なケースが多い傾向をもつものに対し, 例外を除けば生活構造解体型は機能障害が役割構造にまで現象する過程において, 比較の間接的, 且つ根の浅いものであり, したがってその再組織化は生活構造の解体をもたらした障害要因の克服手段が比較的多样である限りにおいて, 前二者よりも容易であるといえる。

こうした意味で解体家族の多くは役割・生活構造解体型および役割構造解体型を有するのに対し, 準解体家族は生活構造解体型によってその大半を占められることになるのである。

次に解体家族のこの時期における再組織化を問題としない。

先ず, 夫の戦死によって母子世帯になった2ケースである。第6表にみる通り, 解体後の両者の再組織化状況は各自の再組織要因の選択によって相異なるプロセスを示している。一方のケースは, 夫の召集後, 夫の役割を部分的且つ間接的に代替していたのが, 夫の欠損後, それを全面的に引き継ぎ, 母子4人(世帯番号⑩)の生活

第6表 調査世帯別被爆前家族解体の再組織状況(20年1月～被爆直前)

分類	調査世帯番号	世帯形態	再組織要因	世帯形態の変化	再組織現象	解体—再組織パターン
解体家族	13	母子世帯	d. 世帯内代替者(妻)の存在	母子世帯	①の機能障害回復(準再組織化)	解体→解体
	32	母子世帯	e. 世帯外代替者(母)の存在	母子世帯	①②の機能障害回復(非再組織化)	解体→準解体
準解体家族	31	夫婦世帯	c. 世帯外代替者(夫の実家)の存在	複合世帯	①⑤(準再組織化)	準解体→緊張
	40	夫婦世帯	e. 世帯外代替者(妻の実家)の存在	複合世帯→夫婦世帯	①②④(準再組織化)	"

## 〈再組織要因について〉

- a. 結婚・再婚
- b. 成員の復帰(別居の解消, 復員など)もしくは世帯内の世代の交替
- c. 社会復帰, 生計手段の獲得(就職, 転職, 開業, 病氣回復)
- d. 世帯内の役割代替者の存在(同居の親族もしくはそれに準ずるもの)
- e. 世帯外の役割代替者の存在(非同居の親族もしくはそれに準ずるもの)
- f. 住居など物理的生活基盤(資源)の回復
- g. その他の不適応要因の解消(同居成員の他出もしくは抹消などによる障害要因の解消)
- h. 生活保護など行政的援助
- z. a~h までの再組織要因を含みぬもの

を被爆時まで続けるのである。(但し近くに居住する義弟との交流があり, 被爆後彼のもとへ避難することになるが, この時期には彼が夫の役割を部分的にせよ代替している形跡はない。)

他方, もう一組の母子世帯は, 夫の死亡後4才の長男を連れて居住地の大阪市を引揚げ, F地区の妻の実家に身を寄せるのである(世帯番号㊸)。このことによって夫の役割は実家の世帯主である妻の母親(父親はすでに数年前に死亡しており, 本人の同居によってもなお母子世帯形態を持続する)によって代替され, 経済的生活保証面(表中記号①), 家庭管理面(表中記号②)での機能障害が一応回復されるのである。

しかし, この場合でも, 実家は未だに被扶養者の子女

(本人の妹2人)をかかえており, 母子二人が同居することにより, 生活構造に一定の緊張とひずみを加えるに至るのである。このことは当該世帯内における精神衛生面, 教育・養育面における機能障害が現象していると考えられることができるため, 再組織化に準ずる状況においてなお準解体家族にとどまっているとみなすことができるのである。

次に, 準解体家族の二ケースについてであるが, これらはいずれも市外居住地からF地区にある実家に避難し, 生活構造の新しい均衡をはかる契機をつかむことが出来たことで再組織に準ずる状況にあるとみなすことができる。

しかし, 実家の援助を全面的に受けている状態にあって

第7表 時期別異常家族の出現数とその推移

		被爆前20.1 ～ 被爆直前	20年8月6日 ～8月末 9月初め	20年8月末 9月初め～ 20年末	21年末 ～ 24年末	25年 ～ 32年末	33年 ～ 現在	(現在) 41年8月 調査時点
異常家族	解体家族	2	20	10	3	5	9	(7)
	準解体家族	2	13	5	5	4	4	(4)
	緊張家族	14	2	11	7	6	12	(9)
計		18	35	26	15	15	25	(20)

第8表 調査世帯別被爆後第1期家族解体の状況 (20年8月6日~8月末・9月初め)

分類	調査世帯番号	前世帯形態	家族周期	障害要因	世帯形態の変化	障害現象	解体類型
解体家族	2	直系世帯	II・E・B	CED	直系世帯	①②③④⑤の機能障害	生活構造解体型
	4	夫婦世帯	I・B	ADE	夫婦世帯	①②③④	"
	6	夫婦世帯	I・B	CE	夫婦世帯	①②③④⑤	役割構造・生活構造解体型
	7	直系世帯	II・C・B	CED	直系世帯	①②③④⑤	"
	10	直系世帯	II・C・B	AEC	直系世帯	①②③④⑤	"
	13	母子世帯	I・B	E	母子世帯	①②③④⑤	"
	15	直系世帯	II・E・B	ACE	父子世帯	①②③④⑤	"
	16	夫婦世帯	I・B	AED	夫婦世帯	①②③④⑤	生活構造解体型
	16	夫婦世帯	I・C	AED	夫婦世帯	①②③④⑤	役割構造・生活構造解体型
	17	夫婦世帯	I・C	ACDE	父子世帯	①②③④⑤	"
	20	直系世帯	II・C・B	ADE	直系世帯	①②③④⑤	"
	21	母子世帯	I・C	E・D	母子世帯	①②③④⑤	"
	24	母子世帯	I・C	E	母子世帯	①②③④⑤	"
	30	母子世帯	II・C・B	ED	母子世帯	①②③④⑤	"
	32	直系世帯	II・E・C	ADE	父子世帯	①②③④⑤	"
	33	直系世帯	II・C・B	ACE	母子世帯	①②③④⑤	"
	36	夫婦世帯	I・B	C・D	夫婦世帯	①②③④⑤	"
	37	夫婦世帯	I・C	AE	父子世帯	①②③④⑤	"
	38	夫婦世帯	I・C	ADE	夫婦世帯	①②③④⑤	"
	40	夫婦世帯	I・B	ED	夫婦世帯	①②③④⑤	"
準解体家族	1	複合世帯	III・D・B・B	AE	複合世帯	①②④⑥	生活構造解体型
	8	夫婦世帯	I・B	E	夫婦世帯	①②④⑤	"
	9	直系世帯	II・E・C	ED	直系世帯	①②③④⑤	"
	12	夫婦世帯	I・C	CDE	夫婦世帯	①②④⑥	"
	14	夫婦世帯	I・C	DE	夫婦世帯	①②④⑤	"
	19	夫婦世帯	I・C	CDE	夫婦世帯	①②④⑤	"
	22	夫婦世帯	I・C	CE	夫婦世帯	①②④⑤	"
	31	複合世帯	III・E・B・A	E	複合世帯	①②④⑤	"
	34	夫婦世帯	I・B	AE	夫婦世帯	①②④⑤	"
	35	直系世帯	II・E・B	CE	直系世帯	①②④⑤	"
	41	夫婦世帯	I・A	E	夫婦世帯	①②④⑤	"
	42	直系世帯	II・E・B	E	直系世帯	①②④⑤	"
	43	直系世帯	II・E・C	CE	直系世帯	①②④⑤	"

て、なお諸側面の機能障害を潜在化させつつ緊張家族として被爆時にいたるのである。

#### B. 被爆後第1期の事例

原爆被爆によって発生した家族機能の障害要因は、成員の死亡欠損、重傷、疾病、家財の焼失・破壊などを中心に複合的にF地区の被爆家族に介在した事実についてはすでにのべた。

こうした複合的且つ同時発生的に現出した障害要因は世帯形態の如何に拘らず深刻な家族機能の障害現象を結果し、大量の家族解体が生じたのである。

すなわち、第7表にみられるように、解体家族20世帯、準解体家族13世帯の33世帯が家族解体に陥り、解体の前期形態である緊張家族を含めれば36世帯中35世帯が異常な状態にあえいでいたことになる。

しかも、異常ならざる1世帯は広島駐屯部隊の兵隊で被爆当日偶々市域周辺部で休養していた県外出身の単身世帯であり、これを例外的存在と考えれば、全世帯が被爆によって異常家族となったといえる。

こうした各調査世帯の解体状況を個別に検討するために次の第8表を作成した。これによると解体家族20世帯の大多数は役割・生活構造解体型を示しており、家財焼失、重傷、死亡など複合化した障害要因によって、役割構造と生活構造の両者を殆んど同時に解体せしめられていることは、原子爆弾投下の家族に直接及ぼした衝撃がいかに強いものであったかを理解することができる。

なお、解体家族のなかに生活構造解体型が三ケース(表中世帯番号②④⑩)みられるのは(1)家族周期の段階、(3)世帯とも幼い被扶養成員を多数かかえており、調査世帯②のケースは更に病気の老令者を有している)からみて家族の構造的抵抗力の弱いこと。(2)世帯主が召集中

で、いわば準欠損の状態であること、などの理由によって準解体家族と区別したのである。

また、主要役割遂行者の死亡欠損がない場合でも役割構造解体型としているケースは、(1)重傷、疾病などにより長期に亘り役割を遂行できない場合、(2)世帯主が召集中のため準欠損の状態にあり、しかも親族、もしくはそれに準ずるものからの援助が得られない場合、などの条件を考慮している。

次にこの時期における準解体家族についてである。すべては被爆時に生活の拠点たる家屋を焼失もしくは倒壊させており、その大多数の家族がF地区内の河川敷、堤防、空地に避難し、被爆後の数週間の生活を野宿同然に送っている。(第9表の1・第9表の2参照)

しかも彼らのなかには、山手川河岸(放水路工事用地)などにそのまま仮小屋を建てて住みつくものもあった。

いずれにせよ、この時期においてはF地区全体がコミ

第9表の1 直接・間接被爆者別8月6日当夜の避難先・滞在地

避難先居所 被爆者別	自 宅 (跡)		そ の 他		行方不明	即 死	不 詳	計
	市 内	市 外	市 内	市 外				
直接被爆者	20 (F地区16人)		112	28	11	5	3	179人
間接被爆者		1	3	1				5人
計	20	1	115	29	11	5	3	184人

- (註) 1. 市内の自宅で避難したものの20人のうちF地区居住者は16人。  
2. 行方不明者は後日死亡推定としたもの。

第9表の2 8月6日当夜の避難・滞在地別避難先・滞在地  
——上表で「その他」とあるものに限る——

避難滞在地点 避難滞在地別	親類知人宅	近くの空地 畑・川・土 手など	学校・病院な ど救護施設	町内指定の 避難先	その他	不 詳	計
F 地 区	7	70 (2)			2	1	80 (2)
市 内	8	4	10		14	1 (1)	37 (1)
市 外	6			20	1 (1)		27 (1)
計	21	74 (2)	10	20	17 (1)	2 (1)	144 (4)

- (註) 1. カッコ内は間接被爆者の含まれている数字。  
2. かの表で「その他」とあるのは駅構内、屠殺場などの建もの、己斐、古江の山中に避難した人たち、または召集中のものを指す。

第10表 調査世帯別被爆後第1期の再組織化状況(昭和20年8月6日~8月末・9月初め)

分類	調査世帯番号	世帯形態	再組織要因	世帯形態の変化	再組織現象	解体—再組織パターン
解体家族 (20・8・6~20・8末・9初)	2	直系世帯	b・f	直系世帯	①②③④の障害回復(準再組織化)	解体→緊張
	4	夫婦世帯	f	夫婦世帯	①②④(準再組織化)	"
	6	夫婦世帯	b・f	夫婦世帯	①②③④(準再組織化)	"
	7	直系世帯	d(妻)	直系世帯	(非再組織化)	解体→解体
	10	直系世帯	c(叔父宅)	複合世帯	"	解体→準解体
	13	母子世帯	c(叔父宅)	母子世帯	"	"
	15	父子世帯	f	父子世帯	"	解体→解体
	16	夫婦世帯	c(夫の実家)	夫婦世帯	"	解体→準解体
	17	夫婦世帯	d(妻)	夫婦世帯	①(非再組織化)	解体→解体
	20	父子世帯	d(叔父)	父子世帯	"	"
	21	直系世帯	d(父母)	直系世帯	①④⑤(準再組織化)	解体→緊張
	24	母子世帯	f	母子世帯	①②(準再組織化)	"
	30	母子世帯	c(妻の実家)	母子世帯	①(非再組織化)	解体→準解体
	32	母子世帯	d(母)	母子世帯	①②④(準再組織化)	解体→緊張
	33	父子世帯	f・d(長女)	父子世帯	①(非再組織化)	解体→準解体
	36	母子世帯	f・b・d(長男)	直系世帯	①②③④(準再組織化)	解体→緊張
	37	夫婦世帯	c(夫の実家)	夫婦世帯	④(非再組織化)	解体→解体
	38	父子世帯	d(長女)f	父子世帯	①②(非再組織化)	解体→準解体
	39	夫婦世帯	d(妻)f	夫婦世帯	①(非再組織化)	解体→解体
	40	夫婦世帯	f	夫婦世帯	①②③④(準再組織化)	解体→緊張
準解体家族 (20・8・6~20・8末・9初)	1	複合世帯	f	複合世帯	①②③④(準再組織化)	準解体→緊張
	8	夫婦世帯	f	夫婦世帯	①②③④⑥(再組織化)	準解体→正常
	9	直系世帯	f・d(妻)	直系世帯	①②(非再組織化)	準解体→準解体
	12	夫婦世帯	f	夫婦世帯	①②④(準再組織化)	準解体→緊張
	14	夫婦世帯	f	夫婦世帯	"	"
	19	夫婦世帯	f	夫婦世帯	①②③(準再組織化)	"
	22	夫婦世帯	f	夫婦世帯	①②④(準再組織化)	"
	31	複合世帯	f	複合世帯	①②③④(準再組織化)	"
	34	夫婦世帯	f	夫婦世帯	"	"
	35	直系世帯	f・b	直系世帯	①②③④⑤(再組織化)	準解体→正常
	41	夫婦世帯	f	夫婦世帯	"	"
	42	直系世帯	f	直系世帯	①②③④(準再組織化)	準解体→緊張
	43	直系世帯	e(妻の実家)	直系世帯	"	"

ユニティ・ディスオーガニゼーションを起しているため、F地区居住の世帯は否応なく生活構造の解体を惹起せざるを得なかったといえる。

とりわけ、広島市における同和地区としての歴史的社

会的性格を負っていた当該地区の場合、親族の網の目は、伝統的部落産業の職業的關係により同一地区内に形成される傾向が濃厚であったため、周辺郡部にたよるべき親族や有力な知人は極めて少なかったといえる。

また、同一地区内で親族間の相互扶助があるとしても、この時期においてはその資力には限界があったと考えなくてはならない。

さて、次に当時期における家族解体の再組織化についてみてみよう。第10表は解体家族、準解体家族の全世帯について、解体後の再組織化状況をまとめたものである。

全般的にみた場合、解体家族が家族機能上の障害現象を克服するために選択する再組織要因は世帯内における役割の代替によるか、あるいは世帯外に役割遂行の代替者をもとめるものが多くみられる。しかし、こうした役割代替による再組織化への試みはこの時期には多くの場合成功してはいない。

むしろ、世帯主もしくはその他の主たる生計維持者の復員などによる成員復帰の要因が一応再組織化を成功させていることに留意する必要がある。

しかし、こうした成員復帰などによって再組織化（準再組織を含む）をなしとげる家族は解体家族から緊張家族への転移においてみられるものに限られる。

なお、準解体家族の場合、再組織要因は住居の建設に集中しており、この時期においては殆んどが粗末な仮小屋にすぎなかったにせよ成員が生活を共に営める基盤をつくりあげることが彼らの最優先の選択であったといえる。彼らのうち、一応再組織化に成功したものは自宅跡に復帰できたもの、及び主要な役割遂行者の成員復帰などによる3ケースであり、多数の世帯が準再組織化をなし遂げているがそれらは緊張家族として再解体の不安にさらされているものとする事ができる。

### C. 被爆後第二期の事例

すでに第7表でみた通り、当時期の家族解体は被爆後第1期に比較して減少しており、解体家族は10世帯、準解体家族は5世帯となっている。

それに代って、緊張家族が11世帯と大巾に増加している。

解体家族の世帯別の内訳は第11表の通りである。この時期においては調査世帯全般に疾病要因が多発しており、さらに家族内外の不応要因もみられるようになったと前述したが、そうした要因の殆んどが解体家族に導く要因となっている。

また、主要役割遂行者の死亡要因の場合も同様である。

こうした要因の介在によって世帯形態が変化したものとしては、家族内不応要因（疎開先の叔父との不和）によって複合世帯から直系世帯へ変化したもの、ならびに父親の死亡による父子世帯から子供世帯への変化、世帯主(夫)の死亡による直系世帯から母子世帯への変化の

3 ケースである。

なお、この時期の解体家族の6割は欠損世帯によって占められており、就中、母子世帯の4世帯が顕著である。

準解体家族の場合も、1世帯を除いて欠損世帯で占められているのが特徴的であり、また、役割構造解体型であることも共通している。一見すると、これらのケースはむしろ解体家族に帰属するようにおもわれる。しかし個別に検討してみると調査世帯番号⑩のケースは母子世帯であっても、義弟と同居することにより、経済的には一応保証されている。但し、母親は病氣勝ちであり、家庭管理面、教育、養育面で機能障害が持続しており、さらに義弟と子供達の関係にも不応が生じている、などの理由から役割構造における準解体とみなしているのである。

また、世帯番号⑨は世帯主の夫が3人の子供を被爆で死亡させたことで気を落してのち無気力症状を呈するようになる。以後彼は生計維持者としての役割を遂行せず、ぶらぶらすごすことになるが、家族周期からみて他の子供達が生計を支えるようになってきているため準解体にとどまっている。その他、父子の2世帯についても家族周期上、世代の交替が予定されていること、ならびに生活保証面の機能が円滑に充足されていることなどから、準解体家族とみなすことができる。

さて、次に再組織化についてである。

第12表をみると再組織要因で顕著なことは世帯内の役割代替が多く世帯（10世帯のうち8世帯）で試みられており、それに反して世帯外に代替者を求めるケースはみられない。これは、一つにはこの時期における家族周期の段階がおおむねⅠ—Cの段階、すなわち長子が義務教育を終えて就労し得る状態に入ろうとしているものが多いことと関連するようにおもわれる。その典型として世帯番号⑨のケースをみる事ができよう。

なお、解体世帯が正常家族に再組織化したケースが1世帯みられる。これは母子世帯であるが病気の息子が回復し、勤め先に復帰したため、事実上、世代の交替がなされたといえる。(表中世帯番号は⑨)

### III. 今後の展望と問題点——結語に代えて

原爆被爆の家族にもたらした衝撃がいかに強烈であったかを、これまで述べた家族の機能障害要因の発生形態、障害現象、解体家族の性格によって知ることができよう。上述の検討に示された傾向がF地区に限られたものであるかどうかは、今後の他地区との比較研究に待たねばならない。



第11表 調査世帯別被爆後第2期家族解体状況 (昭和20年8月末・9月初め～20年末)

分類	調査世帯番号	前世帯形態	家族周期	障害要因	世帯形態の変化	障害現象	解体類型
解体家族	7	直系世帯	II C B	C D F	直系世帯	①③④⑤の機障害	役割構造・生活構造解体型
	9	直系世帯	II E C	A	母子世帯	"	役割構造解体型
	10	複合世帯	II C B	C E F	直系世帯	①②③④⑤	役割構造・生活構造解体型
	15	父子世帯	I C	C	父子世帯	"	役割構造解体型
	17	夫婦世帯	I C	D	夫婦世帯	①③④⑤	生活構造解体型
	20	父子世帯	I C	A C D	子供世帯	①②③④⑤	役割構造・生活構造解体型
	24	母子世帯	I C	D	母子世帯	"	"
	30	母子世帯	I C	F D	母子世帯	"	"
	32	母子世帯	II C B	A F	母子世帯	"	"
39	夫婦世帯	I C	D	夫婦世帯	①②④⑤	"	
準解体家族	13	母子世帯	II B	F D	母子世帯	②③④⑤	役割構造解体型
	16	夫婦世帯	I C	A F	夫婦世帯	③④⑤	"
	33	父子世帯	I C	D	父子世帯	"	"
	38	父子世帯	I C	F	父子世帯	"	"

第12表 調査世帯別被爆後第2期の再組織状況 (20年8月末・9月初め～20年末)

分類	調査世帯番号	世帯形態	再組織要因	世帯形態の変化	再組織現象	解体→再組織パターン
解体家族	7	直系世帯	b・c	直系世帯	①②③④⑤(再組織化)	解体→正常
	9	母子世帯	d(長女・長男)	母子世帯	①②③(準再組織化)	解体→緊張
	10	直系世帯	d(母)f	直系世帯	"	"
	15	父子世帯	d(父)	父子世帯	①②(非再組織化)	解体→準解体
	17	夫婦世帯	d(妻・次女)	夫婦世帯	"	"
	20	子供世帯	f・d(次男)	子供世帯	"	"
	24	母子世帯	b・c	母子世帯	①②⑤(再組織化)	解体→正常
	30	母子世帯	d(三男)	母子世帯	①②(非再組織化)	解体→準解体
	32	母子世帯	d(母)	母子世帯	①(非再組織化)	解体→解体
39	夫婦世帯	d(妻)	夫婦世帯	"	"	
準解体家族	13	母子世帯	e(叔父)	母子世帯	①②④(準再組織化)	準解体→緊張
	16	夫婦世帯	d(妻・次女)	夫婦世帯	"	"
	33	父子世帯	d(長女)	父子世帯	①(非再組織化)	準解体→準解体
	38	父子世帯	d(長女)	父子世帯	①②(非再組織化)	"

さらに、今後の研究の重要な課題は、昭和21年以降現在に至るまでに現出した家族解体現象の検討である。本稿では触れなかったが、これまで検討した結果では、被爆後第2期までに現われた解体家族は、その後の時期に一時的に減少するが、近年に至り再びその出現率が高まる傾向を見せている。そのなかには、被爆後第2期まで比較的正常的なタイプに属していた事例が、その後の過程で徐々に欠損をつみ重ねて根の深い解体現象を示すものもあり、更に一たん再組織化に成功しながらも再び解体をくりかえす再解体型をみることもできる。またさらに、被爆時より現在に至るまで終始一貫して解体している恒常解体型を発見することができる。

こうしたドラスチックな事例の他にも、一見被爆の影響が間接化していく時期において突然火山の噴出のように、直接的な障害要因として介在してくる事例に出逢うのである。

しかし、それにも拘らず、被爆後第3期以降の家族解体分析においては被爆被害の要因のみを直接の発生条件とすることはできないのであって、その他の様々な社会変動の波動をも複合的に考慮せざるを得ないであろう。

こうした点も含めて、今後の課題となる問題点の主要なものは次の通りとなる。

第一に、分析枠の整理が解体の測定と再組織化の過程分析において一層なされなければならないこと。とくに被爆第3期以降の検討にあつては、解体現象における精神的、心理的側面における不適応状態を重視しなければならないだけにその測定方法には十分な検証が必要である。

さらに再組織化における職業移動、社会階層などをどのようにとり扱うかも問題となつてこよう。第二には家族解体の論理構造に地区社会の解体と個人解体の問題をどうくみこむかという検討が必要となつてこよう。

第三には非被爆世帯との比較研究がなされねばならないが、その場合、地区社会のなかでの被爆世帯との関係が問題にされることになる。第四に、解体と再組織化の連関パターンを6時期を通じて調査世帯の個別事例別にとる必要があり、そうした手続きによって現在みられる解体家族の事例を検討する場合、家族の有する柔軟性、抵抗力、もしくは家族のバイタリティとでも称することのできる構造的特質を逆にとらえなおさなければならないであろう。

こうした家族の構造的側面における変動過程に注目することによって、家族生活におよぼした被爆の影響を分析することが今後の主題なのである。